

船舶事故等調査報告書

平成26年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第6号
事故等種類	漁具損傷
発生日時	平成25年11月29日（金） 19時10分ごろ
発生場所	山口県周防大島町屋代島田ノ尻鼻西方沖 周防大島町所在の大磯灯台から真方位068° 1.5海里（M）付近 （概位 北緯33° 57.8′ 東経132° 12.3′）
事故等調査の経過	平成26年1月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 旅客フェリー おれんじぐれいす、694トン 134788、防予フェリー株式会社 B 漁船 ^{りゅうじん} 龍神、3.4トン YG3-57145（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級海技士（航海） 甲板長A、四級海技士（航海） 操舵手A、五級海技士（航海） B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B 流し網が破損
事故等の経過	A船は、船長Aほか5人が乗り組み、旅客23人を乗せ、車両10台を積載し、山口県柳井市柳井港を出港して大島大橋を通過した後、船長Aから船橋当直を引き継いだ甲板長Aが操舵に当たり、操舵手Aを見張りに就け、右舷側のレーダーを見ながら、左舷船首に大島航路第4号灯浮標及びその左側に同航船の船尾灯を認めて東進した。 甲板長Aは、大島航路第4号灯浮標を左約100m隔てた所で北東の針路とした際、右舷船首方の田ノ尻鼻沿岸にB船の白灯1個を認め、B船は、網を入れて止まっており、陸から約0.3M離れているのでB船とは十分に離れているものと思い、針路及び速力を保持して航行した。 A船は、航海を続けて愛媛県松山市三津浜港に到着し、平成25年11月30日、船長Bから、B船の漁具への接触について、連絡があった。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、田ノ尻鼻西方沖において、長さ約400mのたい流し網（以下「本件流し網」という。）の標識灯を付けた一端を南から投入した後、北方に向かって網を延ばし、間もな

	<p>く終わろうとしたとき、左舷船尾方に西北西進するA船が本件流し網に接近していることに気付いたが、どうすることもできず、29日19時10分ごろ、大磯灯台から真方位068°1.5M付近において、南方に投入した本件流し網の標識灯が一瞬消え、その後、標識灯がA船についていくように移動した。</p> <p>船長Bは、本件流し網の標識灯2個及び残された網を回収し、翌日、A船の船舶所有者に連絡した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 高潮時、潮流 東流約1ノット</p>
その他の事項	<p>本件流し網は、全長約400m、幅約20mであり、両端のブイには、長さ約50m、直径約10mmの化繊ロープ（以下「本件ロープ」という。）をつなぎ、海面から約50mの深さに網を沈め、各ブイには、海面から約30cmの高さに標識灯を設置していた。</p> <p>本件流し網は、投網に約10分、揚網に30分から1時間を要した。</p> <p>本件流し網の標識灯は、黄色の点滅灯であり、単一の乾電池4本を使用していた。</p> <p>本件ロープ及び標識灯には、損傷がなかった。</p> <p>船長Bは、本件流し網を敷設する前に周囲の状況を確認していなかった。</p> <p>B船は、マスト灯、両舷灯及び作業灯を点灯していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、田ノ尻鼻西方沖を西北西進中、本件流し網の標識灯と標識灯の間を通航したことから、本件流し網を損傷したものと考えられる。</p> <p>B船は、田ノ尻鼻西方沖を北北西進して本件流し網を投網中、船長Bが、投網前に周囲の状況を確認していなかったことから、本件流し網に接近したA船を認めたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、田ノ尻鼻西方沖において、A船が西北西進中、B船が北北西進して本件流し網を投網中、A船が本件流し網の標識灯と標識灯の間を通航したため、発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投網中の漁船は、見張りを適切に行い、投網中であることを接近する船舶に知らせる手段を講じること。 ・船橋当直者は、夜間、操業中の漁船の網を見落とさないよう、見張りを適切に行うこと。 ・流し網は、投網後、所定の深さに沈むまで時間が要することを考慮すること。